



Title	台湾競争法における不公正な競争行為の規制と運用
Author(s)	顔, 廷棟
Description	特集 : 東アジア競争法における不公正取引規制の実務と教育について
Citation	新世代法政策学研究, 13, 37-49
Issue Date	2011-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/47582
Type	departmental bulletin paper
File Information	HJNGLP013_004.pdf



台湾競争法における不公正な競争行為の 規制と運用

顔 廷 棟

I はじめに

台湾競争法（正式名称「公平交易法」）は、第2章ないし第3章において、競争制限的行為及び不公正な競争行為を禁止する実体的規制が設けられている¹。そのうち、第3章に規定される不公正な競争行為は、再販売価格拘束（18条）、自由競争・公正競争阻害性のある各種行為（19条）のほか、他人の商品・営業標識の模造詐称等（20条）、不当表示（21条）、営業誹謗（22条）、マルチ商法（23条ないし23条の4）及び欺罔的・明白に不公正な行為（24条）にまで及んでいる。

上記のように、公平交易法が禁止する不公正な競争行為は、競争法の範疇に入る行為にとどまらず、本来民事的・司法的に処理されるべき不正競争行為及びマルチ商法も含まれ、これは、日本法の不公正な取引方法及び韓国法の不公正取引行為よりも²、その規制範囲が極めて幅広い。このような不公正な競争行為規制の立法趣旨は、被害救済の迅速化及び行政処理

¹ 公平交易法の実体的規制については、拙稿「台湾競争法とその法制・法運用の検討」（秋山幹男教授・平林英勝教授退職記念論文集）筑波ロー・ジャーナル5号（2009）243～270頁に詳しい。

² 日韓両国の競争法は、日本では、通常「独占禁止法」と称され、韓国では、通常「独占規制法」又は「公正取引法」と称される。本稿では、便宜上、「日本法」や「韓国法」の語を用いることとする。

権限の集中を図るためであると考えられるが³、その取扱い如何によっては、競争法の性格を曖昧なものとしかねない。そこで、本稿は、公平交易法における不公正な競争行為の規制と運用を述べながら、日本法及び韓国法の規制との比較を行い、併せて公平交易法の規制が抱える今後の課題について検討することにした。

II 規制の内容

1. 再販売価格拘束

18条は、「事業者は、取引の相手方が第三者に販売する商品の価格又は当該第三者が再販売する商品の価格をそれぞれ自由に決定することを認めなければならない」と、再販売価格拘束行為が違法であることを規定している。

上記の法文を考察すると、同条においては、「正当な理由がないのに」、「自由又は公正な競争を阻害するおそれがある」等の違反構成要件が付されず、それは、再販売価格拘束の違法判断について、「当然違法の原則」(per se illegal)の適用されることが明らかである。

一方、旧法同条1項ただし書及び2項は、韓国法29条2項ないし4項及び日本法旧24条の2等の規定を範として、指定商品の再販適用除外制度が設けられていた⁴。しかし、1999年の公平交易法の改正により、①再販売価格拘束行為による当該商品の同調的な価格設定をもたらすおそれがあること、②日本法において商品の指定はすべて取り消されたこと等に鑑みて、その再販適用除外制度が廃止された。

このように、現行法18条の規定は、日本法及び韓国法と同じような指定商品・著作物に係る再販適用除外制度(日一23条、韓一29条2項ないし4項)が設けられず、この点で公平交易法における再販売価格拘束行為に対する

³ 違反行為の救済については、「公平委への手数料の納付が不要」(費用の節減)、「司法的な事件の処理より、公平委による行政的処理は、迅速かつ効率的に事件を審査することができる」(時間の節減)等のメリットを考慮すると、私訴の提起よりも公平委への申告ルートを優先することが通常である。

⁴ 公平交易委員会籌備処編「公平交易法立法目的與條文説明」(1991年)15頁。

規制の厳格さがみられる。

2. 自由競争・公正競争阻害

19条は、「事業者は、次の各号の一に該当することにより、自由競争を制限し又は公正な競争を阻害するおそれのある行為」を行うことを禁止し、「次の各号に該当する行為」として次の6個の行為類型を列挙している。

- ① 特定の事業者に損害を与えることを目的に、他の事業者に当該特定の事業者への供給、購入若しくはその他の取引を拒絶させるようにすること
- ② 正当な理由がないのに、他の事業者を差別的に取扱うこと
- ③ 脅迫、利益誘引又はその他の不正な手段により、競争者の取引先を自己と取引させるようにすること
- ④ 脅迫、利益誘引又はその他の不正な手段により、他の事業者に価格競争を行わせず、又は企業結合若しくはカルテルに参加させるようにすること
- ⑤ 脅迫、利益誘引又はその他の不正な手段により、他の事業者の生産若しくは販売上の秘密、取引の相手方に関する情報又はその他の関連技術上の秘密を得ること
- ⑥ 取引の相手方の事業活動を不当に制限する条件をつけて、当該相手方と取引すること

上記19条の規制対象には、多種多様な行為類型が含まれ、各行為類型の性格が大きく異なるものも少なくない。これらの行為類型には、①の間接ボイコット、②の差別的取扱い、③の脅迫又は利益誘引等による競争者の取引先の奪取及び⑥の拘束・排他的条件付取引等の行為類型が、日本法の不公正な取引方法規制及び韓国法の不公正取引行為規制において、これにそれぞれ対応する行為類型(日一2条9項1号ロ、2号及び6号イ、ハ、ニ、韓一23条1項1号、3号及び5号)があるが、④の競争制限的行為への参加強制、⑤の営業秘密の取得等の行為類型が不正競争行為の類型であり、日韓両国の競争法において、いずれもこれに相当する規定はない。

19条の柱書では、「次の各号の一に該当することにより、自由競争を制限し又は公正な競争を阻害するおそれがある」という自由競争・公正競争阻害性を各号の行為の実質的な構成要件として定められている。この自由

競争・公正競争阻害性の概念は、日本法2条9項6号での「公正競争阻害性」及び韓国法23条1項での「公正取引阻害性」に対応する概念であると考えられるが⁵、公平交易法において19条各号列挙の行為類型は、自由競争阻害性又は公正競争阻害性のいずれに適合するかとの問題がある。

この問題について、同法の執行機関（「公平交易委員会」、以下「公平委」という。）が公表した19条の基本的な考え方では、同条の各号行為類型につき、その不当性を自由競争の減殺に求めるものと、競争手段の不公正さに求めるものとの2つのタイプに大別されている⁶。従って、上記①、②及び⑥の行為類型は、個別に具体的な行為について自由競争阻害性を判断することを意味し、③ないし⑤の行為類型は、主に競争手段の公正さを欠くものとして、その該当する行為が原則違法となることを意味するということができる。

3. 他人の商品・営業標識の模造詐称等

20条1項に禁止される他人の商品・営業標識の模造詐称等の行為は、次の行為類型が挙げられている。

- ① 関連事業者又は消費者に広く認識されている他人の商品又は営業の標識と同一若しくは類似のものを使用することにより、他人の商品又は営業と混同をもたらすこと、又は当該標識を使用した商品を販売し、運送し、輸出し若しくは輸入すること
- ② 国内において未登録の外国の著名な商標と同一若しくは類似の商標を使用し、又は当該商標を付した商品を販売し、運送し、輸出若しくは輸入すること

このような規定は、日本の不正競争防止法2条1項1号及び2号を範とし

⁵ 日本法の「公正競争阻害性」の概念については、平林英勝『独占禁止法の解釈・施行・歴史』（商事法務・2005年）67～91頁参照。韓国法の「公正取引阻害性」の概念については、中山武憲「東アジア諸国における不公正な取引方法規制の現状と課題」名経法学28号（2010年）123～124頁参照。

⁶ 公平委「公正競争阻害性の認定に関する考え方」（1993年2月10日第71回委員会決議）。

て導入されたことが明らかである⁷。他方、近年では、台湾商標法の改正によって同法に適用される商標の概念が拡大され⁸、同法により上記の他人の商品・営業標識の模造詐称等行為を規制することも可能であるから、当該行為に対する同法と公平交易法の二重規制の問題になると指摘されている。

4. 不当表示

事業者が商品又は役務の広告その他の公衆の知り得る方法において、その価格、数量、品質、内容、製造方法、原産地、加工地等について、虚偽不実又は一般消費者に誤認させるような表示又は標識を行う行為は、21条1項に禁止される不当表示・広告行為に該当するとしている。

なお、不当表示の抑止効果を高めるために、21条4項においては、虚偽不実又は錯誤誘引の表示・広告を行った広告取扱業者、広告媒体業者及び広告主に対して、それぞれの損害賠償責任が定められる。すなわち、広告取扱業者又は広告媒体業者は、事実を知らず、又は知り得た状況にもかかわらず、他人に誤認させるような広告を製作・設計し又は放送・公開した場合は、当該広告主と連帯して損害賠償の責を負わなければならないとされている。

一方、日本の不当景品類及び不当表示防止法（2009年9月1日に公取委から消費者庁へ全面移管された）及び韓国の表示広告公正法においては、いずれも不当表示・広告に関する公正競争規約・自律規約等の法制が整備されている⁹。これらの規制と対照してみれば、公平交易法における不当表示に関する公正競争規約制度は、まだ不十分である。

⁷ 公平交易委員会籌備処編前掲注4)12頁。

⁸ 台湾商標法旧5条1項では、商標とは「文字、図形、記号、色彩の組合せ若しくはこれらの結合であつて」と定義し、平面的なものに限定されていたが、国際的には音響・立体商標も商標法による登録制度をもって保護することが趨勢となっていることから、2003年の法改正により音響・立体商標制度が導入された。

⁹ 韓国の表示広告公正法については、中山武憲「日韓両国の文化的特性の相異と経済法法制への影響」稗貫俊文編著『競争法の東アジア共同市場』（日本評論社・2008年）所収136～139頁参照。

5. 営業誹謗

22条に禁止される営業誹謗の行為は、事業者が、競争上の目的のため、他人の営業に関する信用を害するおそれのある不実の情報を陳述し又は流布する行為であるとされている。これは、日本の不正競争防止法2条1項14号に相当するものである。韓国では、表示広告公正法3条により、競争者のものに関して、客観的に認定された根拠のない内容により表示・広告して誹謗し、又は競争者のものに関して不利な事実だけを広告し誹謗する行為が禁止されており、実質的には台日両国の規制との差異はない。

6. マルチ商法

23条は、「参加者が商品又は役務を市場における合理的な価格で取引するのではなく、他の者を当該販売に参加させることにより手数料、金銭的報酬又はその他の経済的利益を得ることを主とするマルチ販売」を行うことをマルチ商法として禁止している。

このようなマルチ商法を予防するために、公平交易法は、マルチ販売について登録制を採っている（23条の4）。すなわち、事業者は、マルチ販売を経営しようとするときは、その経営計画及び参加契約等の資料を公平委に届け出なければならず、公平委は、これが不当なマルチ販売をもたらすおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を採るべきことを指示することができるとするものである。

また、マルチ販売によるトラブルを解決し、その参加者の利益を保護するためには、1999年の法改正で23条の1ないし同条の3の規定を新設することによって、強制的に返品ルールを設け、マルチ販売参加者にその参加契約を解除し終了する権利を与え、販売事業者がこれによる損害賠償又は違約金の請求をすることを禁止している。

上記マルチ販売に関する規制は、主管機関の差異を除けば、日本特定商取引法上の連鎖販売取引規制（33条ないし40条の3）及び韓国訪問販売法上の多段階販売規制（28条ないし48条）と大変似たものになっている。

7. 欺罔的・明白に不公正な行為

24条は、同法の補完的規定として、「この法律において規定するもののほか、事業者は、取引秩序に対して影響するに足るその他の欺罔的又は明

白に不公正な行為を行ってはならない」と規定する。このような規定は、米国の連邦取引委員会法（FTC法）5条の不公正な競争方法の禁止規定を継受したものであり、日韓両国の競争法において、いずれもこれと類似する規定は見当たらない。

24条の規制による保護対象となる取引秩序の概念には、競争者相互間の関係のみならず、垂直的関係にある事業者相互間の関係、及び事業者と消費者間の関係も含まれると解される¹⁰。実務では、公平委が作成した運用基準において、次の違反行為類型が例示されている（第6点、第7点）。

- ① 高い信頼性のある機構や有力な企業と詐称する又はその信頼性を利用してただ乗りすること
- ② 偽計により顧客を誘引すること
- ③ 取引の相手方に対して重要な取引情報を隠蔽すること
- ④ 他人の努力・成果を搾取するような経済社会の倫理に反すること
- ⑤ 取引の相手方を威迫して困惑させるような公序良俗に反すること
- ⑥ 取引の相手方に対して優越的地位を濫用すること

上記の行為類型をみれば、24条は、一般条項（catch-all rule）として、同法の他規定の違法要件に当たらない場合、同条により規制することも可能であり、その適用範囲が幅広く認められている。例えば、公平交易法においては、直接的に優越的地位の濫用行為を禁止する規定が定められていないものの、実際の法運用では、上記⑥の優越的地位の濫用行為類型のように、これを24条の違反行為の一類型として同条により規制することが可能である。

一方で、24条にいう「取引秩序に対して影響するに足る」、「欺罔的又は明白に不公正な行為」等の違反構成要件は、いずれも抽象的な文言であり、これらの要件についてどのように理解されるべきかとの問題がある。

(1) 「取引秩序に対して影響するに足る」

24条における取引秩序の概念について、公平委の運用基準では、次のように考え方を示している（第5点）。

「本規定において取引秩序とは、公序良俗上の社会的倫理と能率競争上の商業的倫理にかなう取引行為をいう。その具体的内容は、社会的倫理と

¹⁰ 公平委「公平交易法24条に関する運用基準」第2点。

自由かつ公正な競争原理に基づいて維持される取引秩序というものである。『取引秩序に対して影響するに足る』か否かを判断する場合には、全体的取引秩序に影響を与える程度（例えば、被害者の多寡、被害の損失量・程度、他の事業者に威嚇を与える効果があるか、及び特定の団体や集団に対する欺罔的又は明白に不公正な行為を行うか）又は将来潜在的な多数の被害者に影響を及ぼす効果があるか等の要因を考慮する必要がある。」

このような考え方は、取引秩序に対する侵害性を社会的・商業的な反倫理性に求めるものとして、その規制の性格を次の2つの側面から捉えることができる。

公序良俗上の社会的倫理面では、本規制は、個別的な取引関係において圧迫される当事者を保護ないし解放することを目的として、民法における「給付の均衡」や「暴利行為の禁止」の濫用禁止の法理と共通している。他方、能率競争上の商業的倫理面では、本規制は、市場全体における競争への関連づけにあり、取引相手方に対する抑圧的な行為を禁止することにより、自由かつ公正な競争秩序が行われる前提ないし基盤の確保を意味している。この点は、日本法の優越的地位の濫用規制及び韓国法の取引上の地位の濫用規制（日—2条9項5号及び6号ホ、韓—23条1項4号）と共通しており、いずれも優越的地位の濫用行為の公正競争阻害性を自由競争基盤の侵害に求めると考えられる¹¹。

(2) 「欺罔的又は明白に不公正な行為」

24条に禁止される欺罔的又は明白に不公正な行為について、公平委は、本規定の運用基準において、その内容を次のとおり明らかにしている（第6点、第7点）。

「本規定で称する欺罔的行為とは、取引相手方に対して、重要な取引情報について積極的な欺瞞又は消極的な隠蔽をすることによって誤認を惹起した取引を行うことをいう。その重要な取引情報とは、取引の意思決定に影響を与えるに足る取引情報を指す。取引の誤認を惹起したか否かの判断基準としては、客観的・社会的な視点から、一般消費者又は当該取引相手方が騙される可能性を基に判断すべきである。」

このように、24条により優越的地位の濫用行為への規制する対象には、事業者間の取引タイプに限られず、事業者と消費者との間の取引タイプも

¹¹ 独占禁止法研究会報告「不公正な取引方法に関する基本的な考え方」（1982年）。

含まれている。それは、市場経済において、事業者が消費者のニーズを求めて相互に競争しつつ、消費者利益の保護も必要であるとして、市場における消費者の契約自由・自己決定権を保障するためである。しかし、本規定により消費者取引上の優越的地位の濫用行為に介入する規制は、同法21条及び台湾消費者保護法22条ないし26条における不当表示の禁止・情報提供の義務に関する規定との二重規制の問題になると指摘されている。

III 運用状況

1. 違反事件の処理状況

公平交易法1992年の法施行時から2009年12月末までに、違反行為として処理された全体の違反事件の件数は、計3,184件である¹²。そのうち、不公正な競争行為の違反件数は、下の表のとおり、計2,883件となっており、全体の90.5%を占めている。その違反行為類型別に見ると、最も多いのが21条の不当表示の1,406件であり、全体の48.7%を占めている。それは、台湾の各産業において多数の中小企業が存在し、狭い市場で顧客獲得競争が激しく行われている状況にあつて、しばしば虚偽・誇大広告のような不当な競争手段がとられることになるからである。実務では、その違法判断に当たっては、当該表示又は標識が一般消費者に誤認させるか否かについて判断すべきであると示されている¹³。

不公正な競争行為の違反件数

行為類型別	再販売価格拘束	自由競争・公正競争阻害	標識の模造詐称等	不当表示	営業誹謗	マルチ商法	欺罔的・明白に不公正な行為	計
件数	39	110	34	1,406	18	432	959	2,883
比率(%)	1.3	3.8	1.1	48.7	0.6	14.9	33.2	100

(注) 公平委編「公平交易統計年報2010年版」89—90頁より作成。1事件に2以上の違反行為類型が含まれる場合がある。

¹² 公平委編「公平交易統計年報2010年版」88頁。

¹³ 公平委「公平交易法21条に係る事件の運用基準」（1994年8月31日第151回委員会決議）第7点。

また、24条の欺罔的・明白に不公正な行為については、その違反事件が、不当表示の件数に次いで959件（全体の33.2%）となっており、そのうち、不当に競争相手が知的財産権を侵害する旨の警告状を外部へ送付すること、生活関連物資等の買占め又は売惜しみをを行うこと、及び大規模流通業者による納入業者に対する優越的地位の濫用等が典型的な違反事例として挙げられている。

なお、110件（3.8%）の自由競争・公正競争阻害行為事件には、拘束条件付取引の違反事例（40件）が最も多いという状況にある¹⁴。審決例においては、不当な拘束条件付取引に当たるとされた典型的な事例として太平洋崇光百貨店（SOGO）事件がある。本件では、大手デパート業者である太平洋崇光百貨店が、正当な理由がないのに、同店に販売コーナーを設けた業者に対し、同店から半径2キロ以内のショッピングセンターに本契約と同一若しくは類似の商品及び役務を販売し経営することができないことを義務付けた契約条項が、19条6号の不当な拘束条件付取引に当たるとされた¹⁵。

2. 代表的な違反事例

上述したように、公平交易法における不公正な競争行為事件の処理件数は、24条の欺罔的・明白に不公正な行為の違反件数が多いという状況にある。そのうち、優越的地位の濫用行為は、公平委の法運用により、これを24条の違反行為の重用な一類型であるとして規制されている。それは、台湾経済の高度化に伴い、企業規模・生産規模を拡大することによって、大企業・中小企業間の相対的支配関係及び事業者・消費者間の交渉力ないし情報力格差等の現象が現れたことになるからである。

従来、24条規制の下で、優越的地位の濫用行為として取り上げられた代表的な違法事例は、次のとおりである。

(1) 大規模小売業者による納入業者への濫用事例

統一超商（セブン・イレブン）会社事件¹⁶や全聯実業会社事件¹⁷において、

¹⁴ 公平委編「公平交易統計年報2010年版」89頁。

¹⁵ (91)086号処分（2002年5月23日第550回委員会決議）。

¹⁶ 1997年(86)公処字036号処分。

納入業者が当該大規模小売業者に対し強く取引依存性が存在すると認定されたうえで、当該大規模小売業者が、納入業者に本来当該納入業者が提供する必要のない金銭（商品の陳列に要する費用）を負担させることは、24条の明白に不公正な行為に該当し、違法になるとされた。このような規制の考え方は、日本独占禁止法上の「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」の運用基準と極めて類似するものとなっている。

(2) フランチャイザーによるフランチャイジーへの濫用事例

この類型の濫用行為としては、取引情報上の優位に立つフランチャイザーが、加盟店契約の締結において、重要事項の不告知によってフランチャイジーに不利益を与えることである。例えば、啓発智慧科技会社事件¹⁸や全球通路会社事件¹⁹では、当該フランチャイザーが、加盟者の募集に当たり、ロイヤルティの徴収時期・方法、加盟者の営業地域の計画、契約の更新・解除及び中途解約の条件・手続等の重要事項について十分な開示を行わず、これは24条の不公正な行為に該当するとして、違法になるとされた。

(3) 投機的買占め・売惜しみ及び物価の吊り上げに関する濫用事例

この類型の濫用事例では、自然災害や緊急事態が発生した場合、事業者が暴利を目的に生活関連物資等の買占め、売惜しみ又は物価の吊り上げを行うことに、その行為の濫用性・違法性が認められている。例えば、金帝会社事件²⁰においては、1999年9月21日に起きた台湾大震災（921大地震）の復興中に、当該事業者が防災用の小型発電機の価格を吊り上げたこと、満堂彩商店事件²¹においては、2002年に台湾政府がWTO（世界貿易機関）への加盟に対応するため、台湾米酒（焼酎）の税率を引き上げる方針を示した後、当該事業者が米酒の価格の急騰を見込んで売惜しみを行ったこと、これらの行為がいずれも24条の明白に不公正な行為に該当し、違法になる

¹⁷ 2002年(91)公処字066号処分。

¹⁸ 2003年(92)公処字004号処分。

¹⁹ 2002年(91)公処字100号処分。

²⁰ 1999年(88)公処字163号処分。

²¹ 2002年(91)公処字217号処分。

とされた。しかし、これらの濫用事件において、当該行為がどのように買占め、売惜しみ又は物価の吊り上げに該当すると認定した違法判断の基準が不明確であると指摘されている。

IV 結び

公平交易法において規制される不公正な競争行為は、多種多様であり、その合計の違反事件の比率が圧倒的に高い（全体の約9割を占める）という状況にある。そこには、公平委による積極的な執行の姿がみられたが、今後、より適切かつ効率的な法運用を図るために、公平交易法が抱えている課題を次のように検討していく必要があると考えられる。

まず、これまで不公正な競争行為等の違反事件の処理は、公平委によって行われる行政的執行を中心に据えているのが現実であり、これにより、公平委の負担が重くなっており、事件処理の効率性に欠けているとの問題が指摘されている。この点について、公平交易法は、公的執行を補完するために、同法30条ないし32条までに差止請求及び三倍額賠償訴訟の制度が設けられているものの、被害者・私人による証拠の収集、利益・損害額の算定及び因果関係の証明には、非常に困難が伴うことにより、その差止請求・損害賠償制度の運用は停滞している。このように、公的執行と私的執行の均衡ある運用により不公正な競争行為をより効果的に規制するためには、裁判所からの求意見制度（日本法83条の3、84条）及び団体訴訟制度に関する私的エンフォースメントの活用策の導入を検討することが重要である。

また、19条が規制する不公正な競争行為は、自由競争阻害性のある行為、公正競争阻害性のある行為との2つの類型に分かれ、各行為がそのいずれに属するかは、必ずしも明確になっているとは言えない。そのため、19条の法運用においては、同条各号の性格を明確にし、より実態にあった行為類型を色分けするガイドラインや指針を作成することによって規制の透明性を高めることが不可欠である。

なお、従来の優越的地位の濫用事例を顧みると、その中には、本来民法や消費者法により処理されるべき違反行為も24条規制の範疇に取り込まれており、異常事態で行われた投機的行為に対して経済統制的法制が果た

すべき役割を本規定が担っており、これにより公平交易法には体系的な不整合及び競争法性格の曖昧さということが大きな検討課題となってくると思われる。